

学校法人立教学院研究奨励指定寄付金取扱規程

施行 2004年2月1日

改正 2009年4月1日

2012年4月1日

2014年8月1日

(目的)

第1条 この規程は、学校法人立教学院（以下「学院」という。）が受け入れる、研究奨励のための指定寄付金の取扱いについて、必要な事項を規定するものである。

(委任)

第2条 学院理事長（以下「理事長」という。）は、この規程により定める指定寄付金に関する取扱いや審議・決定事項等について、各学校長（大学総長を含む。以下に同じ。）に委任するものとする。

2 前項に係る費用は、学院が負担する。

(定義)

第3条 この規程において、指定寄付金とは、学院の研究を奨励するために、学外機関等や個人から受け入れる寄付金で、この寄付金を使用して研究を行う学院が設置する機関の組織及び構成員等を、寄付をする学外機関等や個人が指定することができるものとする。

2 「構成員等」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 学院と雇用関係にある勤務員
- (2) 学院の客員教員、客員研究員、委託研究員等
- (3) 学院の設置する機関に在籍する学生、生徒等
- (4) その他各学校長が認める者

(受入れ基準)

第4条 指定寄付金の受入れは、「学校法人立教学院学外交流倫理に関するガイドライン」に反しない場合に限る。

2 指定寄付金を受け入れた後、前項の規定に適合しない事態が生じた場合は、各学校長は、研究の中止を命じることができる。

(寄付の申込み)

第5条 学院に指定寄付金を申し込む者（以下「寄付者」という。）は、理事長宛の所定の申請書を、リサーチ・イニシアティブセンター（以下「センター」という。）に提出する。

(寄付受入れ決定)

第6条 指定寄付金の受入れの可否は、当該寄付金を使用して研究を行う構成員等（以下「研究担当者」という。）の所属部局長、副センター長及びセンター長の同意を得た後、研究担当者の所属学校長の承認

をもって決定する。

(通知)

第 7 条 前条により、指定寄付金の受入れを決定した場合は、センター長は、速やかに寄付者に対して通知することとする。

(寄付金の納入)

第 8 条 寄付者は、前条における通知受領後、当該寄付金を、学院に納入することとする。

2 寄付金の納入後において、寄付者は、その意思により寄付金の全部又は一部を取り消すことはできない。ただし、研究担当者の所属学校長が、やむを得ない理由と判断した場合は、当該寄付金の全部又は一部を返還することができる。

(管理費)

第 9 条 寄付者は、前条第 1 項に規定する寄付金の 5%に相当する額以上を管理費として学院に納入するものとする。

(寄付金の支出及び精算とその期限)

第 10 条 指定寄付金の支出及び精算は、「学校法人立教学院経理規程」に基づき行うものとする。

2 研究担当者が他の研究機関に異動し、研究を継続する場合は、各学校長の承認を得て異動先に指定寄付金を移管できるものとする。受入れ後の取扱いは、異動先機関に一任する。

3 研究担当者が定年退職を迎え、指定寄付金に残額がある場合、原則として指定寄付金の残額は、学院への寄付金として取り扱うものとする。

(寄付金の使途)

第 11 条 指定寄付金の使途は、次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 研究に要する経費
- (2) 研究の奨励を目的とする経費

(設備等の帰属)

第 12 条 指定寄付金により購入した設備等は、学院に帰属する。

(知的財産権)

第 13 条 指定寄付金による研究で生じた知的財産権は、原則として、学院に帰属する。

2 前項に規定する知的財産権に関する取扱いは、別に定める「学校法人立教学院発明等取扱規程」によるものとする。

(事務)

第 14 条 この規程に関する事務は、センター及び関連箇所が行う。

(規程の改廃)

第 15 条 この規程の改廃は、各学校長の承認後、理事会の議を経て、理事長が行う。

附 則

この規程は、2014 年 8 月 1 日から施行する。